

越谷商工会議所生命共済見舞金・祝金（品）・助成金制度規約

（目的）

第 1 条 本規約は、「越谷ガーヤ共済」の一部をなす見舞金・祝金（品）・助成金制度（以下、「本制度」という。）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 本制度の対象者は、「越谷ガーヤ共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員（家族従業員を含む。）（以下、「加入者」という。）とする。

（運営費）

第 3 条 本制度に係る運営費は、「越谷ガーヤ共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

（責任開始日）

第 4 条 本制度の責任開始日は、「越谷ガーヤ共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という。）の責任開始日と同一とする。

（保障期間）

第 5 条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

（失効）

第 6 条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

（給付内容）

第 7 条 本制度の給付内容は「別表 1」に定めるとおりとする。

（給付手続き）

第 8 条 加入者が見舞金・祝金（品）・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表 2」に定める書類を当商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

（規約の制定・改廃）

第 9 条 本規約の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

附 則

この規約は、令和 4 年 3 月 1 日より施行する。

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（3月1日～2月末日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口・5口
5日以上	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（3月1日～2月末日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口・5口
5日以上	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 成人祝金

加入者が本制度の保障期間中に 20 歳の誕生日を迎えたとき、次の成人祝金を支払います。

1 口	2 口	3 口	4 口・5 口
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円

なお、加入口数の変更があった場合は、20 歳の誕生日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《成人祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は結婚祝金を支払いません。

- (1) 20 歳の誕生日から 3 年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 20 歳の誕生日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

1 口	2 口	3 口	4 口・5 口
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から 3 年を経過して請求があったとき
- (2) 業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 出産祝金

加入者（もしくは配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

1 口	2 口	3 口	4 口・5 口
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 入学祝金

加入者が本制度の保障期間中に子供が小学校・中学校に入学したとき、次の入学祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口・5口
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、入学した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《入学祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは入学祝金を支払いません。

- (1) 入学した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 入学した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ インフルエンザ予防接種助成金

加入者が本制度の保障期間中に、インフルエンザ予防接種を受けた場合一律1,000円を支払います。

但し、接種日に65歳未満の方を対象とします。

なお、接種期間は、10月1日から翌年1月31日、助成期間については、10月1日から翌年2月28日（閏年のときは、29日）とします。

■ 満了祝品

加入者が本制度の更新時、年齢超過の事由により契約満了を迎えたときに満了祝品を贈呈します

別表2

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、当商工会議所所定の「見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の写し

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、当商工会議所所定の「見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の写し
- 労災の場合は、労災給付請求書（様式第8号）の写し
- 交通事故の場合は、診療報酬請求明細書（相手方の保険会社に請求）の写し

■ 成人祝金の請求手続

加入者が成人祝金の支払事由に該当した場合は、当商工会議所所定の「祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 生年月日が証明できる運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカードその他の証明書（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票等）の写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、当商工会議所所定の「祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、当商工会議所所定の「祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本（抄本）、住民票（世帯全員）等の写し、もしくは母子手帳の出生届出済証明の写し

■ 入学祝金の請求手続

加入者の子供が入学祝金の支払事由に該当した場合は、当商工会議所所定の「祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入学される子供の生年月日が証明できる戸籍謄本（抄本）、住民票（世帯全員）等の写し、もしくは健康保険証（両親・子供）の写し

■ インフルエンザ予防接種助成金の請求手続

加入者がインフルエンザ予防接種助成金の支払事由に該当した場合、当商工会議所所定の「助成金申請書兼領収書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次の書類を添付してください。

- 領収書（接種料金・接種者・医療機関名が記載されている）の写し

- ・ 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。